

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
39②	博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	北海道 群馬県	1～5
13①	小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し(従業者の員数の緩和)	狛江市	6～13
15	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	山口県 金沢市	14～21
16	介護支援専門員の登録に関する見直し	宮城県	22～29
24	自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し	静岡県	30～32
49②	都道府県経由事務の見直し(建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類)	神奈川県	33～50
35	市民農園を開設できる者の要件の緩和	多可町	51～57
31	所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し	兵庫県等	58～70
26	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	特別区長会	71～82
25	道路占用許可に係る基準の弾力化	広島市	83～88
46	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し	豊田市 徳島県	89～100
44	地方公共団体が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	兵庫県	101～108

博物館を核とした歴史文化資源の活用、住民理解の促進

【趣旨】

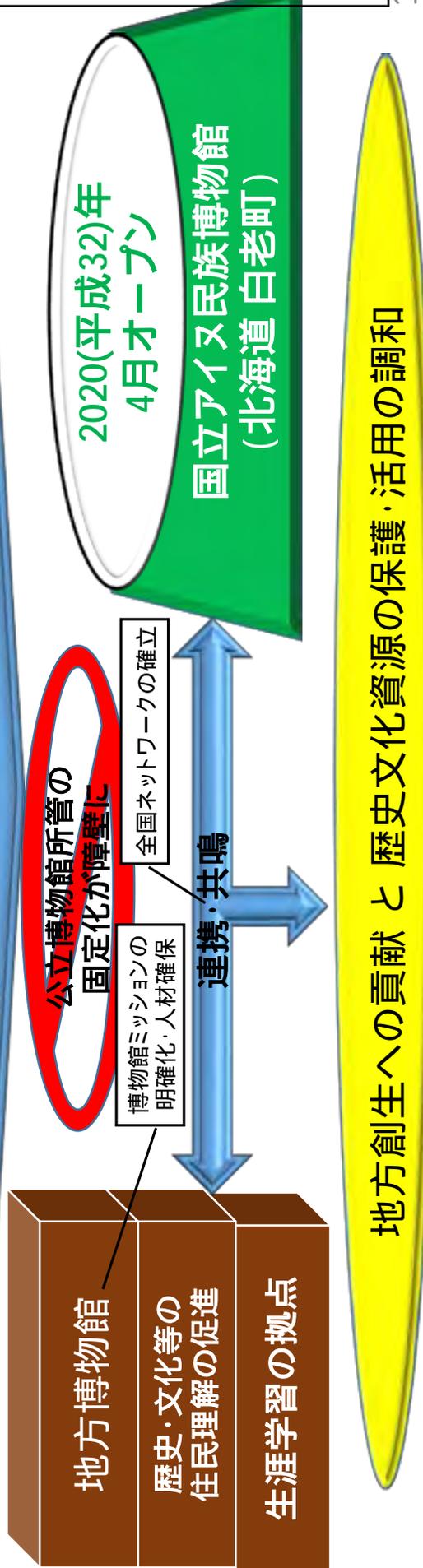
地方博物館が担ってきた、歴史・文化資料の収集・保存等による住民理解の促進と生涯学習拠点としての機能に加え、国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生に繋げるとともに、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協働体制を確立するため、次の制度改革を提案する。

提案事項

公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認（博物館法第19条の改正）

国の観光ビジョン・成長戦略
明日の日本を支える観光ビジョン(H28年3月)
日本再興戦略(H28年6月)
文化芸術振興第四次基本方針(H27年5月)

文化芸術資源を活用した経済活性化戦略



重点番号39 : 博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和(北海道)

現状と課題・ニーズ

1. 登録博物館の現状

- ・博物館法に基づく登録博物館数は、博物館全体の16%。
- ・公立博物館全体の86%は博物館相当・類似施設。 H27社会教育調査(文科省)

・類似施設は、博物館法の適用を受けず、博物館や学芸員の法的根拠なし。

所管の固定化
が障壁に

・登録博物館になると、博物館や学芸員のステータスは向上するが、すべからず教育委員会所管となってしまう(博物館法19条)

博物館で観光振興や地域創生に向けた取組を進める上で、知事部局内で連携が完結しない。

文科省検討会等で指摘、設置主体制限の撤廃に言及

文科省「これからの博物館のあり方に関する協力者会議報告書」(H19,H22)
「国立文化施設等に関する検討会」(H22.10)

博物館法上の
登録制度の形骸化

2

2. 文化財で稼ぐ潮流

・文化芸術資源を活用した、国の経済活性化戦略

(文化GDP = H23:5兆円/H38:18兆円)

内閣官房「明日の日本を支える 観光ビジョン」(H28.3)

「日本再興戦略(H28.6)」「文化芸術振興第四次基本方針」(H27.5)

・“特別な場所(ユニークベニュー) ”利用や2020年オリパラを契機とした文化プログラム^①の全国展開。

観光庁「ユニークベニュー-HANDBOOK 博物館・美術館編」(H25)

・文化施設の利用者満足度と収益性を高める動き

内閣府「PPP/RFI推進アクションプラン」(H28.5)

所管の固定化
が障壁に

・「北海道博物館」、
「北海道開拓の村」
等でインバウンド拡大
の取組を展開

地方分権確立の基本的意義「地方自治体の組織決定の自由度向上」「首長が最終決定する総合行政推進体制の必要性」

(H17)

「第26次地方制度調査会答申」
「全国知事会提案」(H24)

3. 国・地方博物館の連携ニーズの高まり

・2020年4月、東北以北初の国立「アイヌ民族博物館」開設

・大規模災害の発生に備えた広域的・専門的な危機管理・応援体制確立が急務。

所管の固定化
が障壁に

・地域連携ニーズ
の拡大

博物館法第3条
国と他の博物館との緊密な
連携協力、刊行物・情報の
交換、情報・資料の貸借等
の必要性

制度改革の効果

公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認（博物館法第19条の改正）

1. 博物館ミッションの明確化と人材の確保

登録博物館の増加

・国・地方が「文化芸術立国」の未来を共有。

博物館・学芸員の法的根拠確立

・博物館の公益性に関する住民説明責任の支柱に
・信頼性・ステータスが向上（対来館者、国内外、寄贈者等）
・長期的、安定的な高度人材の確保育成が可能に

博物館全体の質の維持・高度化

3

2. 地方創生への貢献と文化財の保護・活用の調和

首長所管の行政資源の活用・政策的連動

ソフト面：観光・観光・産業振興、国際交流、まちづくり、高齢・障害者・女性の活躍促進など
ハード面：建築・情報通信、リニア・防災等

商業施設でのPRイベントの実施や、観光事業者との連携、民間企業との様々な協働企画を実施し、博物館の魅力・利便性の向上

地方創生

博物館法の「設置及び望ましい基準」の適用

博物館法9条 必要な施設や整備、利用者の関心を深める展示方法、学芸員の配置、地域社会との連携の推進等を規定

・博物館のあるべき質・持続的な運営を保持

博物館の進化・発展

3. 全国的な歴史文化ネットワークの確立

博物館法第3条（ ）の適用

国内博物館が登録博物館として連携

・国立アイヌ民族博物館等と連携強化

アイヌ文化振興の全国ネットワーク構築

アイヌ政策推進会議 政策推進作業部会報告(H28.5)

博物館同士の協働企画の実施・運営改善ノウハウの共有

自治体間の防災応援体制と連携した、防災資料の移送・洗浄・修復対策の応援受入の円滑化

() 博物館法第3条第1項第10号「他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借を行うこと。」

「教育の特性」への配慮を担保する仕組みについて

中央教育審議会生涯学習分科会「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」(H25.9)、中央教育審議会答申(H25.12)で指摘

政治的中立性の確保

北海道文化審議会の設置

設置根拠：北海道文化振興条例

文化振興に関する重要事項を調査審議する、**有識者による知事の附屬機関。**

北海道立総合博物館協議会の設置

設置根拠：北海道立総合博物館条例

北海道立総合博物館()の事業に関する重要事項を調査審議する**有識者による知事の附屬機関。**

() 北海道博物館、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館の総称。

継続性・安定性の確保

中期目標・計画の策定・推進

策定：北海道立総合博物館

現在、博物館において5年をサイクルとする中期目標・計画(H27～31)を策定、推進中。
同計画に基づき、博物館を運営中。

オーディエンス・リサーチの実施

道立の知事部局所管博物館類似施設で実施

現在、毎年度、オーディエンス・リサーチ(利用者満足度調査)を実施し、個人の要望や社会の要請に応じた多種多様な学習機会を継続的・安定的に提供中。

地域住民の意向の反映

北海道文化審議会及び 道立総合博物館協議会の設置

で示した上記重要事項を調査審議する、**有識者による知事の附屬機関。**

指定管理者の公募時の 要求水準書への記載

首長部局でも登録博物館の所管が可能となった場合には、指定管理者を更新する際、公募の要求水準書に、地域住民の意向の反映についての仕組みづくり等を記載することが可能。

平成29年7月13日

群馬県総務部総務課

地方分権に関する提案事項について

(1) 提案事項 (H26提案)

- ・ 博物館の設置運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能に

(2) 具体的な支障事例

- ・ 本県では、文化振興行政を一元化するため、平成20年度に教育委員会で所管していた博物館に関わる事務を知事部局に委任した。また、博物館の登録や運営指導は、補助執行を行っている。
- ・ 既に、事務委任及び補助執行により、知事部局で事務処理を行っているため運営上の支障は少ないが、例えば、博物館の観覧料の改定を行う場合、観覧料を規定している条例改正が必要であり、条例を所管している教育委員会に諮る必要がある。
- ・ 県内の一部の自治体では、博物館の所管を首長部局に移管し、登録博物館から博物館相当施設に変更した事例がある。

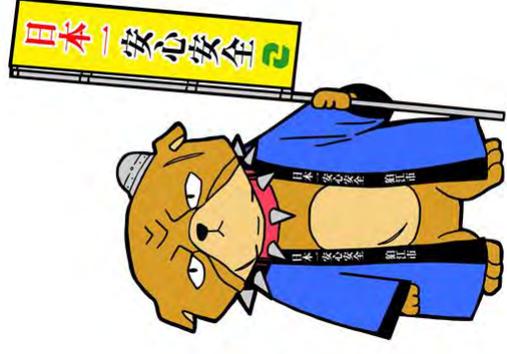
(3) 制度運用上の課題を踏まえた対応について

- ・ 博物館法の根幹を担う博物館登録制度については、登録申請資格に設置者や所管による限定があるために、国及び独立行政法人が設置・運営する博物館、大学博物館、地方公共団体の長が所管する博物館などは対象外とされ、広く博物館の振興を図る目的を果たす上で致命的な障害となっており、博物館の趣旨を生かせる制度改正が望まれる。

小規模多機能型居宅介護に係る 従うべき基準の見直しについて



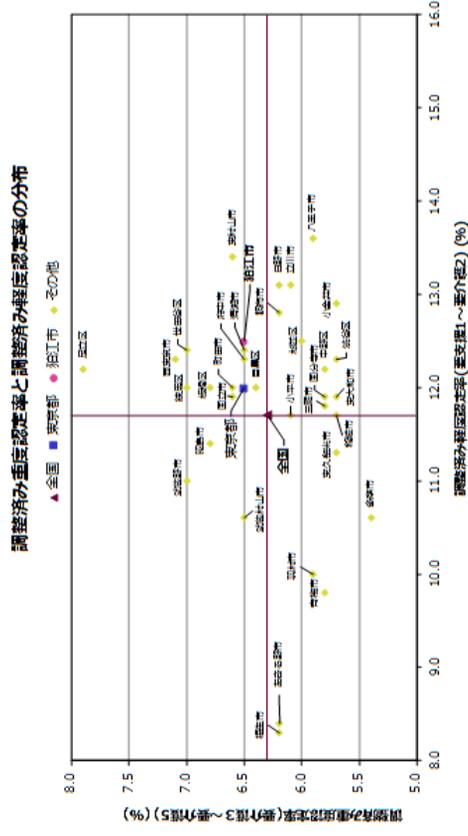
東京都 狛江市



狛江市の課題

- 狛江市では、全国平均や都内平均と比較して、軽度者（要支援1～要介護2）の割合が多い。
 - また、都内26市と比較して在宅サービスの割合が多い。
 - 将来推計では、今後も高齢者人口の増加が予想される一方で、生産年齢人口は減少すると予想される。
- ⇒ 少ない人数で、在宅サービスを中心に、包括的な支援が実施されることが望ましい。
- ⇒ そのため、小規模多機能型居宅介護の整備が必要。

図表 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



(単位) 平成26年(2014年)
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

小規模多機能型居宅介護の概要

対象者：65歳以上で要支援・要介護の方

サービス内容：通い（デイサービス）を中心に、要介護者の様態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせたサービス

人員基準：

【夜間及び深夜の時間帯以外】

- ①常勤換算で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（利用者数は昨年度の平均値を使用する）
- ②訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上

【夜間及び深夜の時間帯】

- ①夜勤に当たる介護従業者を1以上
- ②宿直勤務に当たる介護従業者を1以上

狛江市の小規模多機能型居宅介護の概要

- 平成27年度に「障害福祉サービスも対応可能」という条件で公募を実施
- 平成28年3月1日開設
- 認知症対応型共同生活介護との併設型
- 登録定員12名（通いサービス6名、宿泊サービス4名）
- 従業員数は1日3～5名（日中1～3名、夜間2名）
- 現在の登録者数は8名（通いサービス7名、訪問サービス4名、宿泊3名）
- 在宅でサービスを受けていたが、支給量が増えてきたために移行した人が多い。
- 障害者は平成29年1月から利用開始（現在の利用者は1名のみ）

狛江市の小規模多機能型居宅介護の課題①

提案の経緯

- 平成28年3月に開設したことから、平成28年度は推計値（3名）で算出し、日中1名体制で運営していた。
 - 平成28年度の平均利用人数は4名だったため、平成29年度は日中2名体制にする必要があり、毎日1名分の職員の配置が新たに必要となった。
- ⇒開設当初（平成28年3月）から職員を募集しているが、応募が少ないことから、十分な職員が確保できず既存の職員にさらに負荷がかかっている。

支障事例

- 現状では、右図のとおり非常勤職員で対応できない日については、管理者が対応している等、人員体制に余裕がないため、利用者の受入れ体制を構築することが困難になっている。
- 利用者の急な要望（宿泊・通い共）に対し、併設する認知症対応型共同生活介護事業所からの職員の応援で対応するため、なじみの職員に対応してもらおうことが難しい。

平成28年某月の勤務表の例

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15						
管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
ケアマネ①																																					
ケアマネ②																																					
従業員①																																					
従業員②																																					
従業員③																																					
従業員④																																					
従業員⑤																																					
従業員⑥																																					
従業員⑦																																					
従業員⑧																																					
従業員⑨																																					
従業員⑩																																					
従業員⑪																																					
従業員⑫																																					
従業員⑬																																					
従業員⑭																																					
従業員⑮																																					
従業員⑯																																					
出勤人数(人)	5	3	4	4	4	6	5	4	4	3	5	5	6	4	5	5	4	4	4	5	4	4	4	4	5	6	5	5	4	3	4	3	5				

※簡略化のため、夜間の職員も○で統一した。
※出勤人数が4名以下の日について、管理者の出勤状況を色つきにした。

狛江市の小規模多機能型居宅介護の課題②

- 小規模多機能型居宅介護の採算性が悪い。
⇒経済的にも新たな体制を構築する余力がない。

小規模多機能型居宅介護の通いサービスと地域密着型通所介護の収支の比較(参考例)

【算出条件】

登録者数10名(要介護1 6名、要介護2 4名)(昨年度も同数)、平均利用率50%、自己負担割合1割、加算なし。
その他日常生活費は実費相当のため割愛。
看護職員は月給は26万円、介護職員の月給は20万円(共に介護求人ナビより抜粋)
生活相談員の月給は22万円、時給1,050円、機能訓練指導員の時給は1,600円(共に介護求人ナビより抜粋)
人件費は支出合計の7割。

		小規模多機能型居宅介護		金額
		積算根拠		
収入	介護保険料収入	(10,320単位×6名+15,167単位×4名)×10.88×0.9		1,200,382円
	自己負担額	(10,320単位×6名+15,167単位×4名)×10.88×0.1		133,376円
収入合計				1,333,758円
支出	看護職員	毎日1人配置⇒常勤は週5日勤務のため、常勤職員が1.4人分必要		364,000円
	介護職員	毎日3人配置⇒常勤は週5日勤務のため、常勤職員が4.2人分必要		840,000円
	生活相談員	週1回勤務 時給1,050円/時 1,050円/時×8時間/日×4.3日		36,120円
	機能訓練指導員	なし		0円
	人件費合計			1,240,120円
事務費	人件費:事務費=70%:30%		531,480円	
支出合計			1,771,600円	
収支差額			-437,842円	

※支出は、上記の他、訪問サービスと宿泊サービスの費用が上乘せされる。

【算出条件】

登録者数18名(要介護1 10名、要介護2 8名)
宿泊は土日のみ、2名ずつ利用。
その他の条件は同じ。

		小規模多機能型居宅介護		金額
		積算根拠		
収入	介護保険料収入	(10,320単位×10名+15,167単位×8名)×10.88×0.9		2,198,657円
	自己負担額	(10,320単位×10名+15,167単位×8名)×10.88×0.1		244,295円
収入合計				2,442,952円
支出	看護職員	毎日1人配置⇒常勤は週5日勤務のため、常勤職員が1.4人分必要		364,000円
	介護職員	毎日5人配置⇒常勤は週5日勤務のため、常勤職員が7人分必要		1,400,000円
	生活相談員	週1回勤務 時給1,050円/時 1,050円/時×8時間/日×4.3日		36,120円
	機能訓練指導員	なし		0円
	人件費合計			1,800,120円
事務費	人件費:事務費=70%:30%		771,480円	
支出合計			2,571,600円	
収支差額			-128,648円	

※支出は、上記の他、訪問サービスと宿泊サービスの費用が上乘せされる。

		地域密着型通所介護		金額
		積算根拠		
収入	介護保険料収入	(426単位×3名+488単位×2名)×5日/週×4.3週×10.72×0.9		467,552円
	自己負担額	(426単位×3名+488単位×2名)×5日/週×4.3週×10.72×0.1		51,950円
収入合計				519,502円
支出	看護職員	なし		0円
	介護職員	常勤1名 200,000円/月		200,000円
	生活相談員	常勤1名 220,000円/月		220,000円
	機能訓練指導員	月1回勤務 時給1,600円/時 1,600円/時×8時間/日×4.3日		55,040円
	人件費合計			475,040円
事務費	人件費:事務費=70%:30%		203,589円	
支出合計			678,629円	
収支			-159,127円	

		地域密着型通所介護		金額
		積算根拠		
収入	介護保険料収入	(426単位×5名+488単位×4名)×5日/週×4.3週×10.72×0.9		846,737円
	自己負担額	(426単位×5名+488単位×4名)×5日/週×4.3週×10.72×0.1		94,082円
収入合計				940,819円
支出	看護職員	なし		0円
	介護職員	常勤1名 200,000円/月		200,000円
	生活相談員	常勤1名 220,000円/月		220,000円
	機能訓練指導員	月1回勤務 時給1,600円/時 1,600円/時×8時間/日×4.3日		55,040円
	人件費合計			475,040円
事務費	人件費:事務費=70%:30%		203,589円	
支出合計			678,629円	
収支			262,190円	

当該事業者から提供された資料をもとに作成

提案の概要

限られた人員で、包括的な支援を実施するため、指定小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業員数の配置基準を利用して3：1から緩和する。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たるとする従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、（中略）常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たるとする利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

提案の実現によるメリット

- 3：1から緩和されることにより、日中の職員配置に余裕が生まれる。
 - ⇒事業拡大や幅広いニーズへの対応が可能になる。
 - ⇒新たな利用者の受入れ体制を構築することができる。

【利用者側】

- 同じ事業所でのなじみの職員に、より多くの要望（急な宿泊要望等）に対応してもらえるようになる。

【事業者側】

- 採算性が向上し、より多くの利用者に対応することができる。

【自治体側】

- 少ない人員で、在宅サービスを中心とした包括的な支援体制が構築できる。
- 将来の介護人材不足に備えることができる。